

# 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金のご案内

## 1 対象者

以下のすべてに該当する人

- 給与等の支払を受けている茨城町国民健康保険の被保険者
- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために勤務できなかった。
- 上記期間に出勤の予定があったが、勤務できなかったことにより給与等の全部又は一部を受け取ることができなかった。

【注意】 以下の場合は対象となりません（例）

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した。
- 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた。
- 事業主が事業を休止又は廃止した。
- 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない。

## 2 支給対象日数

出勤することができなくなった日から起算して連続した3日（※）を経過した日から、勤務することができない期間のうち出勤を予定していた日数

（例）※連続した3日（待機期間）の考え方

	金	土	日	月	火	水	木	金	土
非該当 ※「3日連続の待機」が完成せず	① 休		① 休	② 休			① 休	② 休	
該当 ※「3日連続の待機」が完成 ・3日の待機が完成すれば、間に出勤しても支給可能 ・3日の待機が完成した後から支給	① 休	② 公休	③ 休						
	① 休	② 休		① 休	② 休	③ 休			

## 3 支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入合計額÷その間の出勤日数）×2/3×支給対象日数

※ 給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額の減額、または支給されない場合があります。

※ 1日当たりの支給額の上限は、30,887円です。

## 4 申請の時効

傷病手当金の支給申請ができることとなった日から2年